

東京都立墨東病院
歯科医師
臨床研修プログラム

令和6年4月

東京都立墨東病院
臨床研修管理委員会

目 次

1	東京都立墨東病院歯科医師臨床研修プログラムの概要	3
2	東京都立墨東病院歯科医師臨床研修カリキュラム	
	Ⅰ. 到達目標	6
	Ⅱ. 具体的な研修項目	12
	Ⅲ. 評価および研修終了判定	15

1 東京都立墨東病院歯科医師臨床研修プログラムの概要

(1) 研修プログラムの名称

東京都立墨東病院歯科医師臨床研修プログラム

(2) 研修プログラムの特色

総合病院及び大規模診療所における歯科医師の業務を幅広く研修する

(3) 歯科医師臨床研修の目標

患者中心の全人的医療を理解し、全ての歯科医師に求められる基本的価値観および診療能力(態度、技能及び知識)を身に付けること。また地域医療提供体制の変化を踏まえ、在宅医療、チーム医療、多職種連携などへの対応や各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応などを経験し、生涯研修の第一歩とすることである。

(4) 参加施設及び研修期間・内容

研修期間:2年(2025年4月1日～2027年3月31日)

I. 管理型臨床研修施設

- | | |
|------------|----------|
| ① 施設名 | 東京都立墨東病院 |
| ② 管理者 | 足立 健介 |
| ③ プログラム責任者 | 毒島 保信 |
| ④ 研修期間 | 24ヶ月 |

II. 協力型(II)臨床研修施設

- | | |
|-----------|-------------|
| ① 施設名 | こばやし歯科クリニック |
| ② 研修実施責任者 | 小林 健一郎 |
| ③ 指導歯科医 | 小林 健一郎他 21名 |
| ④ 研修期間 | 5日 |
| ⑤ 研修内容 | 訪問診療 |

III. 研修協力施設

- | | |
|-----------|--------|
| ① 施設名 | 江東区保健所 |
| ② 研修実施責任者 | 小松崎 理香 |

- ③ 指導を行う者 小松崎 理香
- ④ 研修期間 5 日
- ⑤ 研修内容 地域医療、歯科検診、保健活動研修

(5) 指導体制

指導歯科医の直接の指導及び指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式とする

① 歯科口腔外科指導責任者及び指導歯科医数

指導責任者：責任医長 毒島 保信

指導歯科医数：3名

② 指導体制

- ・ 基本的には常勤指導歯科医3名に指導を受けるが、非常勤医も口腔外科、有病者歯科、障害者歯科、歯科麻酔などの専門医や認定医の資格を有しているため、専門分野について指導を受ける。
- ・ 指導歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は上級歯科医・指導歯科医の指導のもとで治療を行い、終了まで研修歯科医が担当する(患者配当型)。

(6) 評価に関する事項

① 修了判定を行う項目

(研修評価シートに記載された以下の項目)

臨床カリキュラムにおける各項目の達成度、症例数、症例レポート、院内講習会の参加状況、各種学会の発表状況、院内研修発表状況、臨床歯科医としての適性評価

② 修了判定を行う基準

研修評価シートの項目が全てB以上であること

- (ア) 必要症例数が達成されていること
- (イ) 症例レポートを5例作成し、指導歯科医による評価がB以上であること
- (ウ) 各種学会発表を1回以上行うこと
- (エ) 院内研修発表会を1回以上行うこと
- (オ) 臨床歯科医としての適性評価において評価B以上であること

(7) 募集定員並びに募集方法及び採用の方法

- ① 募集定員 : 1名
- ② 募集方法及び採用の方法
公募とし、筆記試験及び面接により選考を行う。
また、マッチングを利用し、採用を決定する。

(8) 研修歯科医の処遇

- ① 身分 : 東京都立病院機構 任期付病院職員 (臨床研修医)
- ② 研修手当 : 年額 約 329 万円
勤務時間 : 8 : 45～17 : 30 (休憩 : 12 : 00～13 : 00)
- ③ 休暇 : 有給休暇 1 年次、2 年次ともに 10 日、夏期休暇あり
- ④ 時間外勤務の有無 : 無
- ⑤ 当直の有無 : 無
- ⑥ 宿舍の有無 : 有
- ⑦ 研修歯科医室の有無 : 有
- ⑧ 社会保険・労働保険
 - ・ 公的医療保険 : 有
 - ・ 公的年金保険 : 有
 - ・ 労働者災害補償保険法の摘要 : 有
 - ・ 国家・地方公務員災害補償法の適用 : 有
 - ・ 雇用保険 : 有
- ⑨ 健康管理 : 健康診断 1 回/年
- ⑩ 歯科医師賠償責任保険 : 医療機関にて加入しない、個人加入強制
- ⑪ 外部の研修活動 : 学会、研究会等への参加可、学会、研究会等への参加費用支給有

(9) その他

- ① アルバイトに関する方針 : 禁止とする
- ② 日本医療機能評価機構による認定 : 平成 25 年 2 月 Ver6 取得

(10) 問合せ先

〒130-8575 東京都墨田区江東橋 4 丁目 23 番 15 号
東京都立墨東病院 総務課総務担当 電話:03-3633-6151

2 東京都立墨東病院歯科医師臨床研修カリキュラム

I. 歯科医師臨床研修の到達目標

臨床研修の基本理念（歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令）

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識 と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画：計 50 症例

(p. 12 研修項目：1、2、p. 14 研修項目：6. a)

- ① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。
- ② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。
- ③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。
- ④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。
- ⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。
- ⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2) 基本的臨床技能等：計 60 症例 (p. 13 研修項目：3)

- ① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。(他科から依頼された周術期管理が必要な患者および他科の入院患者)
 - a. 歯の硬組織疾患
 - b. 歯髄疾患

- c. 歯周病
- d. 口腔外科疾患
- e. 歯質と歯の欠損
- f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

- ③ 基本的な応急処置を実践する。
- ④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策を実践する。

(3) 患者管理：計 25 症例（p. 14 研修項目：5）

- ① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。
- ⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供：計 10 症例

（p. 14 研修項目：6、p. 15 研修項目：9）

- ① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
（こばやし歯科クリニック研修）
- ④ 障害を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等（p. 15 研修項目：8、10）

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。
- ③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

- ① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
(こばやし歯科クリニック研修)
- ④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。(こばやし歯科クリニック研修)
- ⑤ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム(例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等)について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑦ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健(江東保健所研修)

- ① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。
- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③ 保健所等における地域歯科保健活動を経験する。
- ④ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。

(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解

- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する

制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

- ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を实践する。
- ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

*症例については、初診より問診・検査・診断・治療計画を指導歯科医の指導のもとに自ら行うこと。また、100例以上の患者をその他の症例についても初診より治療にあたる必要があるが、疾患によっては見学だけでも可（保存補綴治療及び障害者治療）。

・全身状態に配慮が必要な患者に対する血圧・心拍数等のモニタリング下の処置および歯科治療上問題となる全身的な疾患・服薬等の説明必要な症例を10例経験する。

・これらのうち5例（口腔外科症例4例、保存補綴症例1例）の症例レポートを作成し、指導歯科医の評価を受けること。

II. 具体的な研修項目

研修1年目では歯科医師としての基本的価値観を習得するとともに基本的診療技能の習得および歯科医療に関連する連携と制度について理解する。研修2年目ではさらに高度な技術と生涯にわたって共に学ぶ姿勢を身に着ける。

1	基本的診察			
	a	問診	①	全身診査
			②	口腔顎顔面の診査
			③	診査用模型による診査
			④	顔面・口腔の写真診査
			⑤	成長発育の診査
			⑥	習癖嗜好の診査
2	検査項目			
	a	齶蝕検査		
	b	歯周検査		
	c	歯髓検査		
	d	唾液の検査		
	e	画像検査	①	X線検査
			②	CT検査

			③	MR 検査
			④	核医学検査
			⑤	超音波検査
	f	血液検査		
	g	尿検査		
	h	循環機能検査		
	i	呼吸機能検査		
	j	細菌学的検査		
	k	病理組織検査		
3	処置項目			
	a	静脈注射	①	点滴
	b	口腔外科治療	①	外傷の処置
				軟組織に対する裂傷縫合等
				歯・歯槽骨整備固定
				顎骨骨折時のシーネ結紮
			②	抜歯
				鉗子による普通抜歯
				挺子抜歯
				難抜歯
				埋伏歯抜歯
			③	嚢胞に対する処置
				歯根端切除術
				開窓術
				嚢胞摘出術
			④	炎症
				口腔内消炎処置
				口腔外消炎処置
			⑤	小帯形成術
			⑥	歯槽骨整形術
			⑦	顎関節の診断と治療
			⑧	術後出血・疼痛に対する治療
			⑨	静脈内鎮静法を用いた治療
	c	保存治療	①	歯冠修復処置

				レジン修復
				インレー修復
				FMC 修復
			②	歯髄処置
				覆罩
				抜髄
			③	感染根管処置
				根管治療
			④	歯周治療
				歯周疾患患者の指導
				スケーリング
				ルートプレーニング
	d	補綴治療	①	可撤式欠損補綴装置の修理・補修
			②	欠損歯補綴処置
				有床義歯
				ブリッジ
	e	その他		口腔機能の発達不全、口腔機能の低下症に対する歯科治療を理解し実践する
				デンタルショック・アナフィラキシーショックに対する救急処置を理解する（歯科麻酔科専門医の講義）
4	医療記録			
	a	診療録等の作成		
	b	処方せんの交付		
	c	技工指示書の発行		
	d	医療情報提供書の作成		
5	患者管理			
	a	有病者治療時のモニタリング		
	b	口腔外科入院患者の周術期管理		
	c	主治医（基礎疾患）と情報共有し治療を行う		
	d	歯科治療時の合併症と対策を理解し実践する		
6	患者の状態に応じた歯科医療の提供			
	a	インフォームドコンセントを実行する		
	b	障害者に対する治療を経験する		

	c	訪問歯科治療（こばやし歯科クリニック研修）を経験する		
	d	各ライフステージに応じた基本的な予防、口腔機能管理を理解し、実践する		
7	医療安全			
	a	医療安全・医療事故・過誤についてセミナー等に参加し、レポートを作成する		
	b	院内感染対策セミナー等に参加し、実行する		
8	医療連携による治療			
	a	外科・救命救急センター等と連携し治療を行う		
	b	看護師・歯科衛生士・放射線技師等と連携し治療を行う		
	c	多職種連携（NST, BRCT 等）に参加する		
9	周術期口腔機能管理			
	a	歯科衛生士とともに周術期口腔機能管理を行う		
10	地域保健・医療			
	a	地域歯科保健・歯科健診・健康教育を経験する。（江東区保健所研修）		
	b	在宅療・訪問歯科診療を経験する。（こばやし歯科クリニック研修）		
11	麻酔科研修			
	a	局所麻酔	①	表面麻酔
			②	浸潤麻酔
			③	伝達麻酔

● 希望医科研修

麻酔科研修終了後、希望があれば医科で1か月研修することができる。

Ⅲ. 評価および研修終了判定

研修歯科医は研修内容等を歯科医師臨床研修手帳（東京都立墨東病院）に記載し、それをもとに指導歯科医が評価する。

評価法

1) 臨床研修カリキュラムの各項目で、その達成度により自己評価及び指導歯科医評価を行う。：研修評価シートの項目が全てB以上であること

(1) 達成の自己評価

A：習得 B：体験 C：介助 D：見学

(2) 指導歯科医の評価

A : 非常に優れている B : 修了基準を満たしている C : 修了基準に達していない

(3) 多面（主任歯科衛生士）の評価

A : 非常に優れている B : 修了基準を満たしている C : 修了基準に達していない

3) 院内発表（年1回）、各種学会発表（1回）

4) 研修休止期間の上限は1年間で45日まで（施設において定める休日は含まない）で、それ以上は未修了となる。また中断・研修の再開をする場合は研修歯科医、プログラム責任者を含め臨床研修委員会で検討する。